

I. 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

笠間市指定 第 0891600157 号

1. 法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 尚生会
- (2) 法人所在地 茨城県笠間市笠間 1635 番地 2
- (3) 電話番号 0296-73-5562 FAX0296-73-5563
- (4) 代表者名 理事長 山口 伸 樹
- (5) 設立年月日 昭和 62 年 8 月 21 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類
 - 指定認知症対応型共同生活介護 令和 5 年 4 月 1 日指定
 - 介護予防認知症対応型共同生活介護 令和 5 年 4 月 1 日指定
- (2) 事業所の名称 認知症高齢者グループホームかさま
- (3) 事業所の所在地 茨城県笠間市石井 2253 番地 1
- (4) 電話番号 0296-71-1055 FAX 0296-70-1256
- (5) 管理者名 山口 諭 ・ 塚本智美
- (6) 開設年月日 平成 29 年 4 月 1 日

3. 利用定員 ユニット 9 人（さくら・つつじ） 18 人

4. 事業所の目的及び運営方針

認知症高齢者グループホームかさま（以下「事業所」）とは認知症の状態にある高齢者に対し、訂正な指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供することを目的とする。

当事業所の介護従業者は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対し、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。

事業実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨造 2階建

(2) 建物面積 建築面積 392.26 m²

1階 延べ床面積 366.84 m²

(1階内訳) 居室① 10.66 m² ②10.37 m² ③13.93 m²
居室④ 14.60 m² ⑤12.65 m² ⑥13.40 m²
居室⑦ 10.20 m² ⑧11.26 m² ⑨13.20 m²
トイレ① 4.56 m² ②③ 3.97 m²×2
脱衣室 8.27 m² 浴室 4.17 m²
玄関 9.92 m² 廊下 11.60 m²・37.42 m²
台所 10.18 m² 居間兼食堂 31.17 m²
相談室 11.03 m² スロープ・廊下 17.54 m²
汚物処理室 8.88 m² 職員トイレ 4.96 m²
倉庫 13.24 m²×2 職員更衣室 8.29 m²
収納 ①1.10 m²②2.42 m²③1.11 m²④1.99 m²

2階 延べ床面積 285.69 m²

(2階内訳) 居室(1)(2) 11.59 m² エレベーターホール 8.64 m²
居室(3)(4)(5) 12.42 m² 脱衣室 7.13 m²
居室(6)(7)(8)(9) 10.74 m² 浴室 4.97 m²
トイレ 4.97 m² 3.29 m² 物入 1.16 m²
事務室 16.05 m² 事務室トイレ 1.34 m²
居間兼食堂 113.54 m²

6. 職員の配置状況

<主な職員の配置状況>

| 職種 | 員数 | 保有資格 |
|------------|--------|----------------|
| 1. 管理者 | 2名(兼務) | 介護支援専門員・介護福祉士 |
| 2. 計画作成担当者 | 2名(兼務) | 介護支援専門員・介護福祉士 |
| 3. 介護職員 | 6名以上 | 介護福祉士・ヘルパー1・2級 |
| 4. 看護師 | 1名以上 | 看護師 |

<主な職種の勤務体制>

| | |
|---------|------------------------------|
| 管理者 | 早番 (AM 6:30~PM 3:30) |
| 介護支援専門員 | 日勤 (AM 8:00~PM 5:00) |
| 計画作成担当者 | 日勤 (AM 9:00~PM 6:00) |
| 介護職員 | 遅番 (AM10:00~PM 7:00) |
| 看護師 | 遅番 (PM12:15~PM 9:15) |
| | (原則として、入所者3名あたり職員1名の配置になります) |
| | 夜勤 (PM 9:00~AM 7:00) 1名 |

7. 営業日 年中無休

8. 事業所サービスの概要

| | |
|-----------------------------|--|
| 茨城県社会福祉協議会 (茨城県運営適正化委員会) | 〒310-8586 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館 TEL 029-305-7193 FAX 029-305-7194 |
|-----------------------------|--|

※施設の窓口だけでなく上記の機関を通してでも受け付けています。

(5) 事業者の義務

○ 事業者及びサービス従事者の義務について

利用者の状況を把握し利用中に起こりうるリスク（身体面・環境面・利用者間のトラブル）を想定した上で介護サービスを提供しております。介護施設として最善の注意をもって提供していますが、それでも事故が発生する場合がありますことをご理解下さい。そのうえで、事業者は利用者に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。また、身体拘束は基本的に行わないこととしていますが、緊急やむを得ない（利用者の生命又は身体が危険にさらされる）場合には事前に承諾を得た上で行うことがあります。

1. 利用者の生命、身体、財産の安全に配慮致します。
2. 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、主治医と連携の上、利用者から聴取、確認します。
3. 事業者はサービス提供時において、利用者の身体に急変その他緊急に処すべき事態・事故が発生した場合は速やかに主治医と連携し、適切な医療処置を講じます。また、事故の場合改善策を定めてサービス従事者等に周知徹底し、再発防止に努めます。
4. 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に非難・救出その他必要な訓練を行います。
5. 利用者に対する情報を必要に応じて代理人又は身元引受人に報告いたします。
6. 利用者提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者及び身元引受人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。従業者・設備・備品及び会計に関する諸記録を整理しておくものとする。
7. 身体拘束は基本的に行わないこととします。ただし緊急やむを得ない場合のために事前に承諾を得た上で行う場合があります。
8. 担当者の変更等、福祉器具の交換等に希望がある場合は事業所の責任者へご相談下さい。
9. 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
10. 連絡事項がありましたら、利用者並びに家族への通知を行います。

(6) 利用者の義務

○ 利用者の施設利用上の注意義務について

利用者は、施設・設備について、事故又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復する、又は相当の代価を支払うものとします。備品について、故意に滅失、破損、汚損した場合にはそれにかかる費用の負担をお願いする場合がございます。

○ 利用者の禁止行為について

施設敷地内は全て禁煙となります。

ペット及び刃物等の危険物の持ち込み、サービス従事者または他の利用者に著しく迷惑を及ぼすような宗教・政治・営利活動及び暴言暴力・セクハラ等の行為を行うことは禁止致します。

○ 担当者の禁止行為について

サービス提供契約の実施以外の営利行為や宗教勧誘等を禁止致します。

(7) 緊急時の対応

認知症対応型共同生活介護を提供しているときに、利用者の症状に急変が生じた場合は、看護職員を中心として速やかに主治医又予め定めた協力医療機関、家族への連絡等の必要な措置を講ずるものとする。また、その他緊急事態への対応は別に定める非常時対応マニュアルに基づいて実施する。

(8) 損害賠償

○ 損害賠償責任保険への加入

事業所は下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

■損害賠償責任保険：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

■自動車保険：東京海上日動火災保険株式会社

○ 損害賠償責任

利用中、様々な場面での事故（介護中や施設車両で移動中）が想定されますが、万が一事故が発生した場合、誠意を持ち利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務等に違反した場合も同様とします。

○ 損害賠償がなされない場合

利用者が契約時に、心身の状況や病歴等の重要な内容について、故意に隠しそれが原因で起きた事故の場合、持病や加齢に伴った急激な体調の変化等、事業所が行ったサービスを原因としない理由で、利用者に障害が発生した場合には損害賠償が適用されません。また、利用者同士トラブルについては双方での解決となります。損害賠償の適用に関しては第三者機関が介入し判断をすることとなります。

(9) 重要事項の変更について

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じる事が予想される場合や変更された場合は重要事項説明書変更に関する書類を交付して郵便にて通知を行います。

(10) 契約解除

○ 事業所からの契約解除

以下の事項に該当する場合には、事業所との契約を解除とさせていただくことがあります。

- 1). 契約締結時において、利用者の身体の状態や病歴及び利用者に関わる重要事項を故意に隠した場合、又は偽りを告げたことにより本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 2). 利用者によるサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上滞納し、その後の催告後30日以上支払わない場合。
- 3). 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・財物・信用等を傷つける恐れがある、または重大な自傷行為を繰り返すなど本契約を継続しがたい事情が生じた場合。
- 4). 利用者が他の介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設）などに入所した場合。

○ 利用者からの契約解除

契約期間中であっても、利用者は事業所との契約の解除を申し出ることができます。ただし、以下の場合には即時に契約を解除することができます。

- 1). 介護保険の給付対象外となる利用料金の変更に同意ができない場合。
- 2). 利用者が他介護保険施設へ入所された場合。
- 3). 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める認知症対応型共同生活介護を実施しない場合。
- 4). 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- 5). 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- 6). 他の利用者から身体・財物・信用等を傷つけられた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

10. 協力医療機関

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 医療機関の名称 | 医療法人社団 鳳香会 石本病院 |
| (2) 理事長 | 林 瑞香 |
| (3) 住所 | 茨城県笠間市石井 2047 番地 |
| (4) 電話番号 | 0296-72-4051 |

- (5) 診療科 内科、外科、消化器科、泌尿器科、歯科、整形外科
- (6) 入院設備 有り
- (7) 緊急指定の有無 有り
- (8) 医療協力の概要 認知症高齢者グループホームかさまは石本病院へ、利用の急変時には治療・検査などを行うことを依頼しています。

1 1. 非常災害時の対策

当事業所は非常災害に関する非常時対策マニュアルを作成し、震災を含む非常災害等に備え、防火管理者を配置し、定期的に避難・救出・消火・その他の必要な訓練を行います。業務継続計画（自然災害・感染症）非常時対応マニュアルに従い対応していく。

1 2. 当事業所ご利用の際に留意していただく事項

- (1) 来訪・面会 来訪者は、面会時間を厳守し、必ずその都度職員に届け出てください。面会時間AM8：00～PM8：00
- (2) 外出・外泊 外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
- (3) 医療機関への受診 主治医などへの受診は、ご家族対応でお願いさせていただきます。ご家族が対応できない場合は、病院付き添い等の職員送迎につきましては、基本料金 500 円/15 分（15 分単位で割増）の外出送迎サービスがあります。
- (4) 居室・設備器具の利用 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損などが生じた場合、賠償していただく場合があります。
- (5) 宗教活動政治活動 施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

1 3. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

| | | | |
|---------------|-----|--------|---------------------|
| 第三者による評価の実施状況 | ①あり | 実施日 | 令和5年10月17日 |
| | | 評価機関名称 | 一般社団法人 いばらき社会福祉サポート |
| | | 結果の開示 | ①あり 2なし |
| 2なし | | | |

1 4. 身元引受人

利用者には利用契約に伴い身元引受人を定めていただきます。身元引受人には契約に基づき利用者と同様の責任を負っていただくこととなります。

1 5. 重度化した場合における対応の指針

利用者が重度化した場合については本条各項に定める指針に基づき対応に当たり

重要事項説明書により利用者、家族への説明し、同意を得た上で実施する。

1 急性期における医療との連携体制

医療機関との情報の共有に努め、入退院時の情報交換及び入院中の定期的な訪問等により状況の把握に努める。

2 入院期間における費用の取り扱い

入院期間における食材料費、生活関連費の各料金については算定せず、利用者及び家族の希望により発生したその他の費用については実費にて徴収する

3 看取りに関する考え方

利用者及び家族の見取りについての意向を定期的に確認し、介護計画に盛り込み日常の医療機関との連携及び介護を実施する。

4 重度化に伴う医療機関又は介護保険施設への移行

重度化に伴い主治医の意見を聴取したうえで当ホームでの対応が困難と結論に至った場合、家族・利用者と協議の上、適切な医療機関、施設等への移行がスムーズに行えるよう支援する。

1 6. 勤務体制等の確保

利用者に対し適切な認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業員の勤務体制を定めておくものとする。

- 1 前項の介護従業員の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送れることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。
- 2 介護従業員の資質向上のために、研修機会を別紙事業計画書の通りにする。

1 7. 感染症対策の強化

事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号における措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。感染症対策委員会は毎月行うものとする。
- 2 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

1 8. 業務継続に向けた取り組みの強化

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する提供を指定認知症対応型生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」

とする)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

- 1 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて行継続計画の変更を行うものとする。

19. ハラスメント対策の強化

事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する為の方針の明確化等の必要措置を講じるものとする。

20. 高齢者虐待防止の推進

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備
- 3 虐待を防止する為の定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

21. その他運営についての留意事項

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水、食材料について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。

- 1 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。
- 2 認知症対応型共同生活介護計画を作成し、その計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録をし、状況に応じた見直しを行う。
- 3 身体拘束は原則的に行いません。緊急やむを得ない場合「切迫性・非代替性・一時性」の3つの要件を満たし本人、家族への十分な説明を行い理解を得ると共に記録に残すものとする。
- 4 利用者は、事業者が加入する社会福祉施設賠償責任保険の対象者となる。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人尚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。